

令和7年度

信用保証 ガイドブック

中小企業の
よきパートナー

中小企業のベストパートナー
AICHI GUARANTEE
愛知県信用保証協会
<https://www.cgc-aichi.or.jp/>
〒453-8558 名古屋市中村区椿町7番9号
令和7年度 信用保証ガイドブック 令和7年4月発行

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

本協会ホームページ、
公式SNSでは、
各種セミナー情報など最新の
お役立ち情報を随時
更新しています。

フォローしてね



ホームページ



公式SNS(X)



愛知県信用保証協会は、事業資金の借入をスムーズにする公的機関です。

中小企業・小規模事業者の みなさまへ

この冊子は、中小企業・小規模事業者のみなさまに分かりやすく、
私たち愛知県信用保証協会の利用方法をまとめたものです。

信用保証をぜひともご活用いただき、
事業の安定と発展にお役立てください。



愛知県信用保証協会
イメージキャラクター
えじねこ

信用保証協会とは

中小企業・小規模事業者のみなさまが、金融機関から事業に必要な資金の融資を受けるとき、その保証人となり、借入
れをスムーズにする公的機関[※]です。また、事業についてのご
相談をお受けしているほか、さまざまな経営支援に取り組み、
中小企業・小規模事業者のみなさまをサポートしています。

全国に51の信用保証協会があり、各地域に密着し、業務を
行っています。

[※] 信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された公的機関です。

愛知県内の中小企業のうち約4割の企業が愛知県信用保
証協会を利用しています。

協会を利用するメリット

メリット
1

金融機関からの借入れがスムーズに進みます。

公的機関である協会が保証人となることで、金融機関からの借入れが
スムーズに進みます。

メリット
2

原則として、担保は不要です。

メリット
3

協会と連携した県・市融資制度[※]の
ご利用ができます。

[※] 通常よりも低い保証料率でかつ原則固定金利のため計画的なご返済が可能です。
また、一部の市町村では保証料等に対する助成制度が設けられています。

メリット
4

さまざまな経営支援を受けられます。

中小企業診断士等の専門スタッフを中心に、
みなさまの創業支援・経営改善等のお手伝いをします。

Point 金融支援・経営支援を一体的に行っています!

愛知県信用保証協会の基本理念

私たちは、「中小企業のベストパートナー」として、
事業者の皆さまとともに挑戦します。

私たちは、金融支援と経営支援に真摯に取り組み、
事業者の皆さまとともに成長します。

私たちは、地域経済の発展に貢献し、
事業者の皆さまとともに豊かな未来を創ります。

(令和7年1月策定)

INDEX

◆ 金融支援 ◆

● 信用保証制度とは?

信用保証制度のしくみ P01

● 申込みの方法は?

申込窓口/一般的な申込みの流れ P03

申込み時に必要な書類/個人情報保護について P04

● 保証の対象は?

保証の対象となるかた P05

ご利用いただけないかた/保証の対象となる資金 P06

● 責任共有制度とは?

..... P07

● 保証料とは?

保証料 P08

保証料の計算 P09

● **ご注意ください!** P11

● **どんな制度があるの?** P12

● **万が一に備えて** P22

◆ 経営支援 ◆

● 経営支援をお求めのかたへ

経営課題の解決に向けて P23

円滑な事業承継をサポート P25

女性経営者のみなさまへ P27

▶ ライフステージごとの金融支援・経営支援のメニューは以下のイメージ図をご覧ください。

● ご検討ください

保証協会団体信用生命保険制度のご案内 P28

● ご利用にあたって

愛知県融資制度の取扱金融機関 P29

相談・お問い合わせ窓口 P30

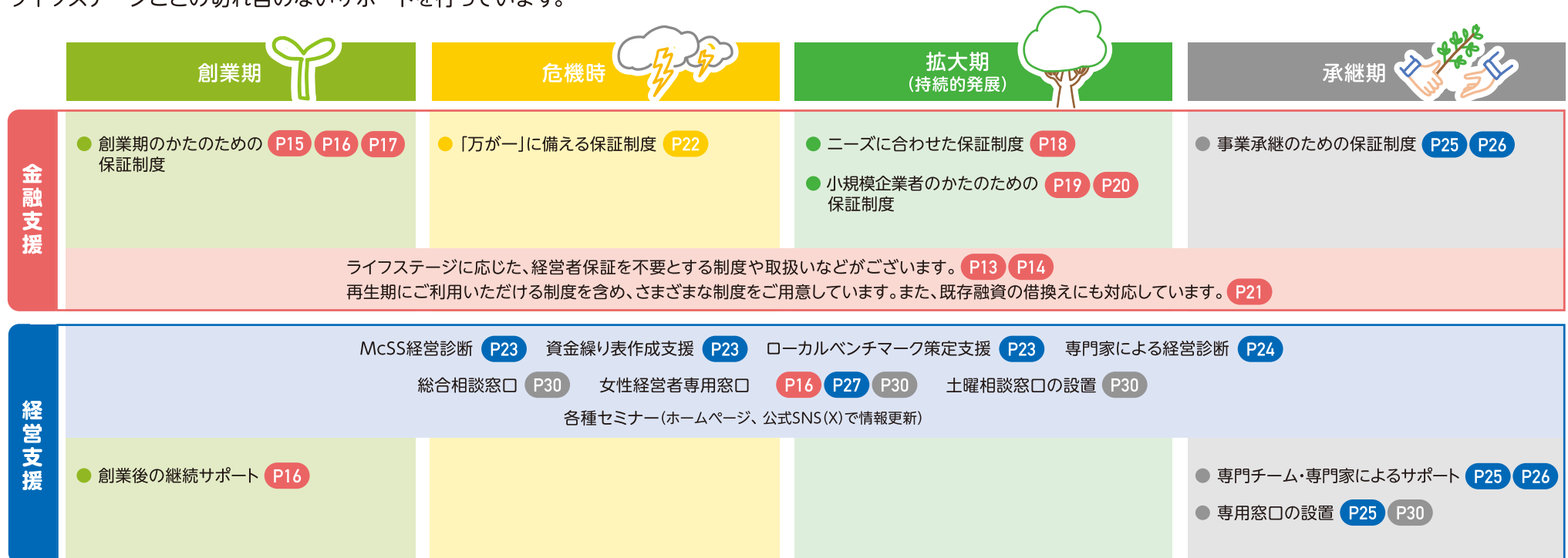
所在地 P31

担当部署 P33



あなたに「ぴったり」のサポートを

創業時、事業承継時など、中小企業・小規模事業者のみなさまが直面する課題の解決をお手伝いするため、さまざまな金融支援・経営支援メニューをご用意し、ライフステージごとの切れ目のないサポートを行っています。

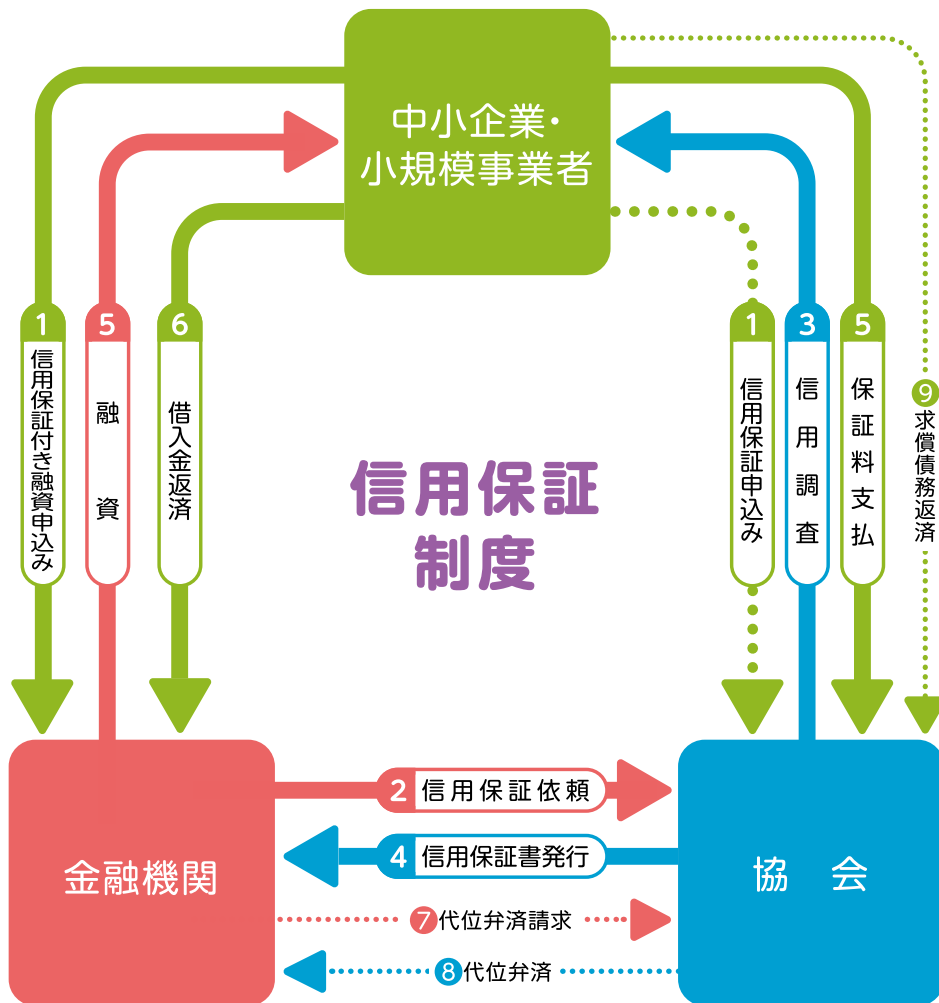


信用保証制度とは？

信用保証制度のしくみ

信用保証制度とは、中小企業・小規模事業者のみなさまが金融機関から事業に必要な資金の融資を受けるとき、協会が保証人となって借入金をスムーズにし、事業の成長を金融の側面から支援する制度です。

信用保証制度のしくみは、次のとおりです。



- 1 中小企業・小規模事業者** | 金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。協会へ直接保証申込みをすることもできます。
(一部の保証制度においては、愛知県内の市町村の商工担当課でも申込みできます。)
- 2 金融機関** | 協会に信用保証の依頼をします。
- 3 協会** | 中小企業・小規模事業者のみなさまの信用調査をします。(保証審査)
- 4 協会** | 審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は、保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関** | 信用保証書に基づいて融資をします。
- 5 中小企業・小規模事業者** | 金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。信用保証委託契約書を提出します。
- 6 中小企業・小規模事業者** | 借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- 7 金融機関** | 万が一、中小企業・小規模事業者のみなさまが倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 8 協会** | 請求に基づき、借入金の残債務を金融機関に支払います。(代位弁済)
- 9 中小企業・小規模事業者** | 代位弁済によって返済義務がなくなるわけではありません。代位弁済後は、金融機関ではなく、協会に返済することとなります。(求償)

申込みの方法は？

★申込みの前にご相談いただけます。
相談窓口についてはP30～34をご参照ください。

申込窓口

愛知県信用保証協会

各支店
(P33、34参照)

金融機関

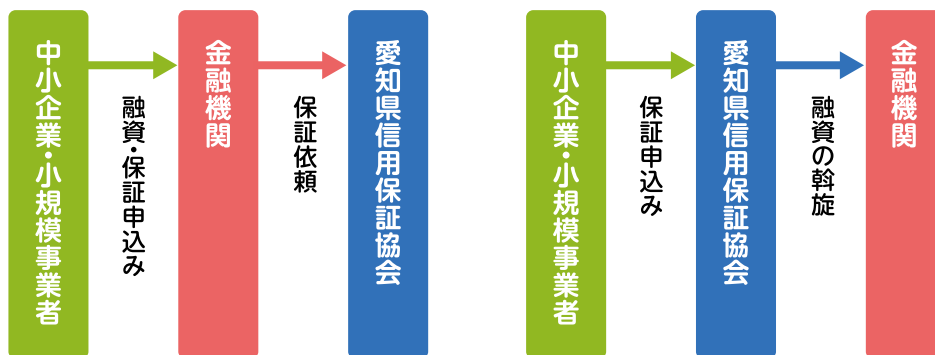
県内に店舗があるほぼすべての金融機関
銀行、信用金庫、信用組合等
(愛知県融資制度取扱金融機関はP29参照)

市町村の商工担当課

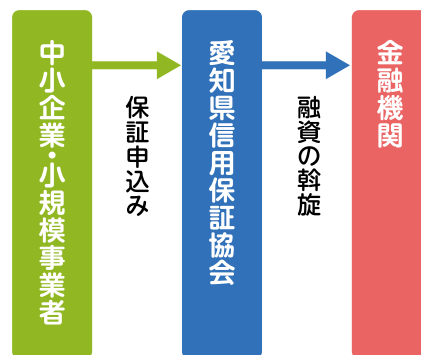
- 市町村からの申込みは、一部の保証制度に限られます。
- 一部の保証制度については、商工会・商工会議所から推薦を受けて、申込みことができます。

一般的な申込みの流れ

▼ 金融機関を通じて申込みの場合



▼ 協会に直接申込みの場合



申込みから借入れまでの流れ

申込み ▶ 信用調査 ▶ 保証書発行 ▶ 借入れ

創業資金の場合の流れは、P16をご覧ください。

申込み時に必要な書類



- 信用保証委託申込書
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- 印鑑証明書の写し
- 確定申告書・決算書の写し(2期分) 財産状況(貸借対照表)の作成を省略している場合は、任意の用紙に記入のうえ、添付してください。
- 許可等を要する事業を営んでいる場合は、許可証等の写し
- 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等の写し
- 法人の場合は、商業登記にかかる登記事項証明書の写し
- 不動産担保を提供いただく場合は、不動産登記にかかる登記事項証明書、固定資産評価証明書、公図、建物図面、各階平面図の写し等

上記のほか、保証制度等により提出していただく書類があります。
また、貸付実行時には、信用保証委託契約書の提出が必要となります。

個人情報保護について

信用保証付き融資のご利用にあたって、ご提供いただいたお客様の個人情報は、金融機関とともに適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

ただし、関係機関には、信用保証制度の適切な維持、運営等のため、必要に応じお客様の個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはありません。

本協会では、個人情報保護宣言を制定し、適正な個人情報の保護に努めています。詳しくは、本協会ホームページをご覧ください。

また、本協会では、お客様のマイナンバー(個人番号)を取得することはありません。

保証の対象は？

保証の対象となるかた

法人の場合は本店※1または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居※2または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人(以下「医療法人等」といいます。)、特定非営利活動法人(NPO法人)、組合等

★ これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。(P15参照)

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけではなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけではなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業(飲食店を含みます。)

資本金
5,000万円以下
または
常時使用の従業員
50人以下



サービス業

資本金
5,000万円以下
または
常時使用の従業員
100人以下



卸売業

資本金
1億円以下
または
常時使用の従業員
100人以下



製造業等

資本金
3億円以下
または
常時使用の従業員
300人以下



医療法人等

常時使用の従業員
300人以下



(注1) ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業、旅館業を営む個人事業者または会社については、資本金、従業員数の制限を拡大しています。

(注2) 会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)および土業を規定する法律に基づく法人をいいます。

(注3) 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むことまたはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

ご利用いただけないかた

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。

業種等

農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、一部の遊興娯楽業、貸金業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等およびNPO法人を除きます。)等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

その他

- 1 許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- 2 税金等を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- 3 手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた
(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- 4 電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた
(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- 5 協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)
- 6 借入れについて、返済を延滞しているかた
- 7 休眠会社
- 8 会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。)のかた
(事業再生保証の対象となるかたを除きます。)
- 9 保証申込みについて、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

上記のほか、総合的な判断の結果、ご利用いただけない場合があります。

保証の対象となる資金

事業経営に必要な運転資金と設備資金

(注1) 生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用できません。

(注2) 原則として、旧債振替資金(本協会の信用保証付き以外の借入金返済資金)にはご利用できません。

(注3) 設備資金の場合は、借入後に領収書等設備導入が客観的に確認できる資料の写しの提出が必要です。

責任共有制度とは？

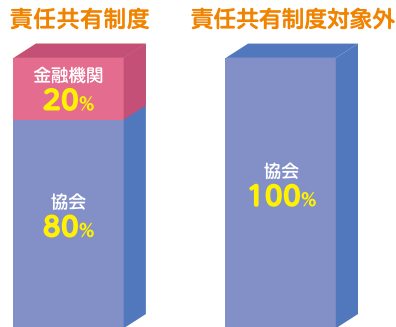
責任共有制度

目的

信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者のみなさまを支援することを目的としています。

負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。



責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される保証があります。

対象から除外される主な保証

- 経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号、6号にかかる保証
- 災害関係保証
- 危機関連保証
- 創業関連保証(再挑戦支援保証を含みます。)
- 小口零細企業保証



保証料とは？

保証料

信用保証利用の対価として、金融機関を通じて所定の保証料を協会へお支払いいただきます。

協会がいただくのは、保証料だけです。用紙代、斡旋料、謝礼金等は一切不要*です。

保証料は、借入金額、保証料率、保証期間、返済方法によって決まります。

保証料のお支払方法は、一括と分割があります。分割をご希望のかたは、保証(条件変更)申込み時にお申出ください。

* 借入時には、別途金融機関に支払う利息、契約時の印紙代などが必要となります。

保証料率の体系

原則として保証料率は、中小企業・小規模事業者のみなさまの財務状況に応じ、9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。

区分は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により決算内容を評価し、一定の定性要因(非財務要因)を加味して、決定されます。

ただし、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等一部の保証には、一律の保証料率が適用されます。

(注)各保証制度の保証料率は、本協会ホームページをご覧ください。

ホームページはこちら
(PDFファイルへリンク)



一般料率

(単位 年率%)

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

会計参与設置会社に対する割引

会計参与を設置している会社は、保証料率を0.10%割り引きます。

担保割引

弾力料率が適用される保証および一部保証制度において、不動産等の担保を提供いただく場合は、保証料率を0.10%割り引きます。

保証料とは？

保証料の計算

保証料は、次の式により計算します。なお、円未満の端数は、切捨てます。

(1) 月数保証 (保証期間を月数で定めた保証) の場合

① 期日一括返済のとき

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)}}{12}$$

② 分割返済のとき

据置期間、据置金額がない場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)}}{12} \times \text{分割返済回数別係数}$$

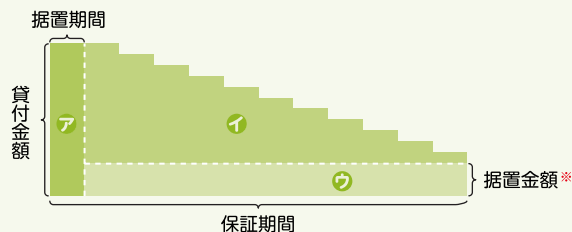
据置期間、据置金額がある場合 (次の⑦～⑨の合計となります。)

$$\text{⑦} \text{ 貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{据置期間(月)}}{12}$$

$$\text{⑧} (\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times \frac{(\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)})}{12} \times \text{分割返済回数別係数}$$

$$\text{⑨} \text{ 据置金額} \times \text{保証料率} \times \frac{(\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)})}{12}$$

分割返済 保証料計算 イメージ



※ 最終回の返済額が最終回の直前回の返済額の2倍を超える場合における最終回の返済額と直前回の返済額の差のこと

分割返済回数および返済方法に応じて、次の分割返済回数別係数を適用します。

分割返済回数	均等分割返済の場合	不均等分割返済の場合
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

(2) 確定日保証 (貸付予定日および最終返済期日を定めた保証) の場合

① 期日一括返済のとき

$$\text{貸付(割引)金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(日)}}{365}$$

② 分割返済のとき

計算方法は、(1) ②と同様ですが、保証期間は、貸付予定日の翌日から最終返済期日までの日数となります。

③ 根保証のとき

$$\text{貸付(割引・貸越)極度額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(日)}}{365}$$

期日一括返済および根保証 保証料計算イメージ



(3) 計算例

① 貸付金額1,200万円・保証料率1.15%・保証期間12か月

▶ 期日一括返済のとき
保証料=12,000,000円×1.15%× $\frac{12(\text{月})}{12}$ =138,000円

▶ 均等分割返済のとき
据置期間、据置金額がない場合 (分割返済回数別係数0.65)
保証料=12,000,000円×1.15%× $\frac{12(\text{月})}{12}$ ×0.65=89,700円

② 貸付金額1,200万円・保証料率1.15%・保証期間24か月

▶ 期日一括返済のとき
保証料=12,000,000円×1.15%× $\frac{24(\text{月})}{12}$ =276,000円

▶ 均等分割返済のとき
据置期間、据置金額がない場合 (分割返済回数別係数0.60)
保証料=12,000,000円×1.15%× $\frac{24(\text{月})}{12}$ ×0.60=165,600円



本協会ホームページで、保証料シミュレーションが可能です。



ご注意ください!

反社会的勢力の排除について

- ▶ 暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。
反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証利用に際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

信用保証協会は、 法律に基づく公的機関です。

- ▶ 金融斡旋屋等の第三者が介在・介入した保証申込みは、固くお断りします。
保証のご利用に際しては、保証料以外は一切必要ありません。また、保証料を事前にいただくことはありません。
- ▶ 申込手続は、必ずご自身で行ってください。
申込人以外のかた(金融斡旋屋等の第三者)の交渉および同席は、固くお断りします。
- ▶ 「信用保証協会」の類似名称を使用した機関、団体には、十分ご注意ください。
「信用保証協会」という名称は、信用保証協会法第3条第2項に基づき主務大臣の設立許可を受けた者以外に使用することはできません。「信用保証協会」の類似名称を使用した機関、団体からの電話、ダイレクトメール等にはくれぐれもご注意ください。そのような機関、団体と本協会とは一切関係ありません。



どんな制度があるの?

中小企業・小規模事業者のみなさまの多様な資金ニーズに応えるため、さまざまな保証制度をご用意しています。

各保証制度の内容は令和7年4月1日の情報です。

- ▶ 経営者保証の取扱いについて P13 P14
- ▶ これから事業をはじめるかたへ P15 P16 P17
- ▶ 経済環境の変化により、
売上高等が落ち込んでいるときに P18
- ▶ 小規模企業者のかたへ P19 P20
- ▶ 借換えのご案内 P21

(注)原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合または保証期間が10年を超える場合は、愛知県内の不動産、有価証券などの担保が必要です。

その他にも、ニーズやライフステージに応じた各種保証制度をご用意しています。

詳しくは本協会ホームページをご覧ください。

汎用制度について



借入枠を確保したい



設備投資を図りたい



大口の融資を受けたい



資金繰りを安定させたい



経営を改善したい



信用保証利用の際、連帯保証人が必要となる場合があります。

ただし、原則として、法人代表者および実質的な経営権を持っているかた以外の連帯保証人は不要です。

本協会は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、次の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を実施しています。また、借換えまたは条件変更により、経営者保証を解除できる場合がございます。お困りの際は、経営者保証に関する相談窓口にご相談ください(0120-454-754)。

なお、事業承継時も同ガイドラインを踏まえた対応を実施しています。詳しくは、P26をご覧ください。

「経営者保証に関するガイドライン※」とは、中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証(以下「経営者保証」といいます。)に関する契約時および履行時等の対応について、関係者間の自主的なルールを定めたものです。

※ 本ガイドラインの詳細については、日本商工会議所(<https://www.jcci.or.jp/>)または全国銀行協会(<https://www.zenginkyo.or.jp/>)の各ホームページをご参照ください。

経営者保証の提供を不要とする取扱い

詳しくはこちら



- 信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い

金融機関連携型

申込金融機関が、信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

財務型

「財務要件型無保証人保証制度※」を利用する場合

※ 自己資本比率20%以上等、一定の財務要件があります。

担保型

企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

- P13に記載の「信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い」に該当しない場合であっても、保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する手法(※以下に記載の一定の要件があります。)により、経営者保証を不要とする取扱いができます。

事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)

保証制度を問わない取扱いです。(個別の保証制度ではありません)

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)

上乗せとなる保証料について、国が信用保証料の一部を補助※する制度です。

※ 保証申込受付日によって保証料補助割合は以下のとおりとなります。

令和7年4月1日から令和8年3月31日：0.10%

令和8年4月1日から令和9年3月31日：0.05%

※ 次の(1)～(5)をすべて満たす法人が対象となります。

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない
 - ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

※ 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

▶ 保証料率の上乗せについて

要件(3)①及び②のいずれも満たす場合	所定の保証料率に0.25%上乗せ
要件(3)①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合	所定の保証料率に0.45%上乗せ

愛知県融資制度 責任共有制度対象外

経済環境適応資金 創業等支援資金

カンソウ
環創

詳しくは、
こちらを
ご覧ください。



対象となるかた

- 事業を営んでいない個人で、1か月以内に個人でまたは2か月以内に会社を設立して、県内において事業を開始しようとする具体的計画を有しているかた
- 事業を営んでいない個人が、個人または会社で、県内において事業を開始し、その事業を開始した日から5年を経過していないかた など

融資限度額 **3,500万円**

融資期間	3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内 (設備資金のみ)
貸付利率	年1.0%	年1.1%	年1.2%	年1.3%

● 愛知県融資制度の貸付利率は半期(10月、4月)ごとに見直されます。
最新の情報は、本協会ホームページをご確認ください。

貸付形式 **証書貸付**

返済方法 **均等分割返済** 1年以内の据置が可能
(設備資金の3年超~7年は2年以内、7年超~10年は3年以内)

担保 **不要**

連帯保証人 **必要となる場合があります。
ただし、原則として法人代表者以外は不要です。**

保証料率 **年0.68%**

ポイント

スタートアップ創出促進保証制度(SSS保証)を利用する場合は、保証料率を0.20%上乗せすることで、経営者の個人保証を不要とすることができます。

なお、以下の要件を満たす必要があります。

借入前: これから事業をはじめるかた、または税務申告1期末終了のかたは創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要

借入後: 会社設立から3年目と5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受けること

詳しくは、こちらをご覧ください



- 創業計画書 ● 住民票または運転免許証の写し
- 登記事項証明書の写し ● 定款の写し ● 開業届出書の写し

- 商工会・商工会議所または愛知県商工会連合会からの推薦を受け、申込みすることもできます。
- 認定特定創業等支援事業により、支援を受けたかたが対象となる、要件を緩和した取扱いもあります。

申込みから借入までの流れ(創業資金の場合)

創業資金以外の申込みから借入までの流れは、P3をご覧ください。

申込み

調査

本協会の担当者がお自宅または開業される場所へ伺います。
(本協会へお越しいただく場合もあります。)

審査

調査結果に基づき、保証の諾否を決定します。

内諾

保証の取扱いが可能であり、信用保証書発行に向けて整えていただく内諾条件がある場合、条件をお伝えします。

連絡

本協会の担当者へ内諾条件が完備できる日をご連絡いただけます。

内諾条件の確認

本協会の担当者が事業着手、内諾条件完備の確認をします。
また、許認可事業の場合は、許可等の取得状況を確認します。

保証書発行

本協会から金融機関へ信用保証書を発行します。

借入れ

金融機関で借入手続きを行っていただきます。

日本政策金融公庫と協調したサポートも可能です。

金融機関・協会・日本政策金融公庫の三者連携での支援も行っています。

創業後も継続してサポートします。

創業後間もない中小企業・小規模事業者のみなさまに対して、事業の状況を定期的にお伺いするなど、創業後も継続してサポートします。専任担当者がお客様のところへ直接訪問し、経営課題についてのご相談をお受けします。また、必要に応じ専門相談窓口を紹介するなどの支援も行っています。

女性経営者支援チーム「アイリス」 ☎ 0120-454-877

これから創業をお考えの女性や女性経営者のみなさまを、女性職員のみで構成されたチーム「アイリス」がサポートします。



どんな制度があるの? 事業を始めて間もないかたへ

創業者カードローン 当座貸越根保証

ソウカ Souca

詳しくは、
こちらを
ご覧ください。



対象となるかた

- 申込金融機関に事業取引にかかる口座がある創業後5年未満の中小企業者(個人、会社、医療法人等、特定非営利活動法人(NPO法人)、企業組合、協業組合)

創業後
5年未満のかたに
おすすめ!



ポイント

融資限度額 300万円(50万円以上)

融資期間 1年間

貸付利率 金融機関所定

担保 不要

連帯保証人 必要となる場合があります。
ただし、原則として法人代表者以外は不要です。

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39

(単位 年率%)

必要書類
制度独自のもの

創業者カードローン当座貸越根保証にかかる金融機関推薦書(決算期末到来の場合は、創業計画書等の事業計画に関する資料および創業したことがわかる資料)

どんな制度があるの?

経済環境の変化により、 売上高等が落ち込んでいるときに

一部の市町村では保証料等に対する助成制度が設けられています(詳細は、事業所のある市町村にご確認ください。)

愛知県融資制度

経済環境適応資金 経済対策特別(サポート資金)

カントフ
環特

詳しくは、
こちらを
ご覧ください。



対象となるかた

- 次のいずれかに該当する中小企業者
 - ①売上高が3%以上減少していること
 - ②売上高総利益率が3%以上減少していること
 - ③売上高営業利益率が3%以上減少していること



ポイント

融資限度額 1億2,000万円

融資期間	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内
貸付利率	金融機関所定	年1.4%	年1.5%	年1.6%	年1.7%

● 愛知県制度の貸付利率は半期(10月、4月)ごとに見直されます。
最新の情報は、本協会ホームページをご確認ください。

貸付形式 証書貸付、手形貸付、手形割引または電子記録債権割引
ただし、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引は融資期間1年以内に限る

返済方法 均等分割返済
1年以内の据置が可能
融資期間1年以内の場合は一括返済も可能

担保 原則として不要

連帯保証人 必要となる場合があります。
ただし、原則として法人代表者以外は不要です。

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38

● 令和7年6月30日までに保証申込受付した場合、当初保証料の2分の1が愛知県から補助されます。(単位 年率%)

必要書類
制度独自のもの

売上高等の減少に関する取扱金融機関の証明書

愛知県融資制度 責任共有制度対象外

小規模企業等振興資金 小口資金 シン ショウ 振小

詳しくは、
こちらを
ご覧ください。



対象となるかた

- 従業員20人(宿泊業および娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の中小企業者(個人、会社、医療法人等、企業組合等^{※1})
- ※1 企業組合等については、事業協同小組合および協業組合を含みます。

対象
従業員
20人

融資限度額 **2,000万円** (既存の信用保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる保証に限りです)

融資期間	3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内 (設備資金のみ)
貸付利率	年1.3%	年1.4%	年1.5%	年1.6%

●愛知県制度の貸付利率は半期(10月、4月)ごとに見直されます。
最新の情報は、本協会ホームページをご確認ください。

- 貸付形式 証書貸付、手形貸付
- 返済方法 均等分割返済(1年以内の据置が可能)または一括返済(期間1年以内)
- 担保 原則として不要
- 連帯保証人 必要となる場合があります。
ただし、原則として法人代表者以外は不要です。

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46

(単位 年率%)

ポイント



納税証明書類(所得税[法人の場合は法人税]、
事業税、県民税、市町村民税)の写し^{※2}

※2 受付機関において納付が確認できる場合は、添付省略可

保証申込先

- 名古屋市内に事業所があるかた 愛知県信用保証協会または取扱金融機関店舗
- 名古屋市外に事業所があるかた 事業所の所在する市町村の商工担当課または市町村の指定する金融機関店舗
(最寄りの商工会・商工会議所からの推薦を受け、申込むこともできます。)

愛知県融資制度

小規模企業等振興資金 通常資金 シン 振

詳しくは、
こちらを
ご覧ください。



対象となるかた

- 従業員50人(商業・サービス業は30人)以下の中小企業者(個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、企業組合)

対象
従業員
50人

融資限度額 **5,000万円**

融資期間	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内 (設備資金のみ)
貸付利率	年1.5%	年1.6%	年1.7%	年1.8%

●愛知県制度の貸付利率は半期(10月、4月)ごとに見直されます。
最新の情報は、本協会ホームページをご確認ください。

- 貸付形式 証書貸付
- 返済方法 均等分割返済 1年以内の据置が可能
- 担保 原則として不要
- 連帯保証人 必要となる場合があります。
ただし、原則として法人代表者以外は不要です。

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38

(単位 年率%)

ポイント



納税証明書類(所得税[法人の場合は法人税]、
事業税、県民税、市町村民税)の写し[※]

※ 受付機関において納付が確認できる場合は、添付省略可

保証申込先

- 名古屋市内に事業所があるかた 取扱金融機関店舗
- 名古屋市外に事業所があるかた 事業所の所在する市町村の指定する金融機関店舗
(最寄りの商工会・商工会議所からの推薦を受け、申込むこともできます。)

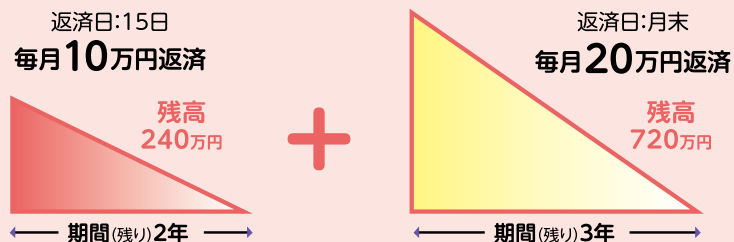


どんな制度があるの？

借換えのご案内

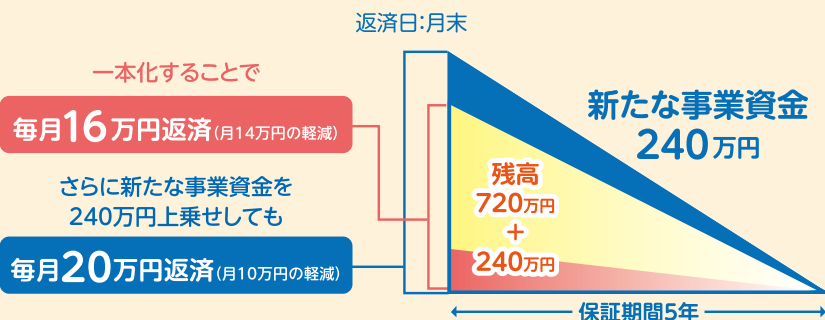
アドバイス

- ✓ 返済の進んだ複数の信用保証付き融資を一本化し、返済期間を見直すことで、月々の返済負担の軽減を図ることができます。
- ✓ 借換えにより返済日も同じになるため、資金管理がしやすくなります。
- ✓ 新たな事業資金を上乗せして借換えすることもできます。



毎月合計30万円返済

2口の信用保証付き融資を一本化



(注1) 責任共有制度対象の保証を、責任共有制度対象外の保証で借換えることはできません。

(注2) 保証の条件は、ご利用の制度により異なります。

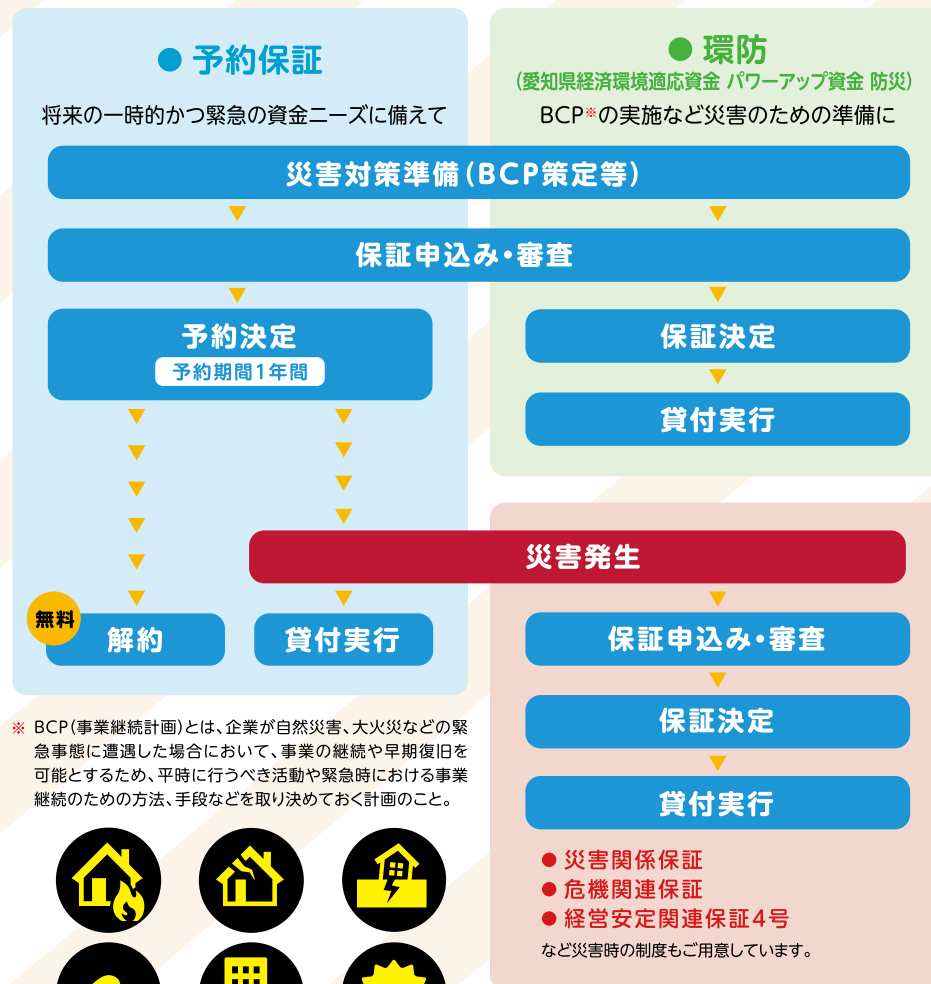
(注3) ご利用の制度によっては、借換えができない場合があります。

万が一に備えて

自然災害や大火災、新型コロナウイルス感染拡大などの緊急事態に対応するには、「事前の備え」が大切です。

本協会では、みなさまの万が一をサポートするためのさまざまな制度をご用意しています。

▶ご利用イメージ



※ BCP(事業継続計画)とは、企業が自然災害、大火災などの緊急事態に遭遇した場合において、事業の継続や早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。



- 災害関係保証
 - 危機関連保証
 - 経営安定関連保証4号
- など災害時の制度もご用意しています。

(注) 保証制度ごとに対象者、限度額等が定められています。詳しくはお問い合わせください。

経営支援をお求めのかたへ

経営課題の解決に向けて

本協会では、中小企業のみなさまの経営課題の解決をお手伝いするため、次の取組を無料で行っていきます。お気軽にご相談ください。

経営支援に関するお問い合わせ先
経営支援部経営支援課 ☎052-454-0516

受付時間：平日 午前9時～午後5時

McSS経営診断を活用したい

日本最大級の中小企業データベースに基づく経営診断システムを活用した「McSS経営診断報告書」により、財務面の「強み」「弱み」を知ることができます。ご利用は、法人のお客様に限られます。



詳しくは、こちらをご覧ください。

資金繰り表の作成支援を受けたい

資金の推移を「見える化」するため、本協会職員が資金繰り表の作成をお手伝いします。また、完成した資金繰り表を活用して、ご相談に応じるほか、作成支援完了後3か月後を目安にフォローアップを行い、資金繰りの状況を一緒に確認します。



詳しくは、こちらをご覧ください。

ローカルベンチマークの策定支援を受けたい

本協会の中小企業診断士の資格を有する職員等で組成されたローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」メンバーが、ローカルベンチマーク策定を通じて、収益性、健全性などの事業の「見える化」をサポートします。



詳しくは、こちらをご覧ください。

専門家に相談したい

本協会の職員が、お客様の経営課題をお伺いし、次の中から、最適な支援メニューを提案します。基本的にお客様の費用負担はありません。

個別診断

経営全般に関する診断

中小企業診断士が3回訪問のうえ、客観的な視点で現状分析を踏まえた経営課題の抽出を行うとともに、具体的な解決策をおアドバイスします。

経営改善計画等策定診断

経営改善計画等の策定支援

中小企業診断士が6回訪問のうえ、改善に向けた施策、アクションプラン、数値計画を取りまとめた経営改善計画の策定をお手伝いします*。

*一部費用負担が発生することもあります

ワンポイントアドバイス

具体的なお悩みに対するアドバイス

具体的な経営のお悩みに対して、その道のプロが具体的な解決策を提案します。ワンポイントアドバイスを担当する専門家の一覧はこちらのPDFをご覧ください。



ロカベン策定支援

企業の健康診断ツールの活用支援

本協会の職員（アイビー）が企業の健康診断ツールである「ローカルベンチマーク」を活用し、自社の「見える化」をお手伝いします。

ピンポイント法律相談

弁護士による法律問題に対するアドバイス

弁護士が経営上の法律問題に対してアドバイスします。(1回60分)

他機関の紹介

専門性の高いアドバイス

よろず支援拠点等の支援機関が実施する経営支援メニューをご紹介します。

詳しくは、こちらをご覧ください。



事業承継には5～10年程度かかるといわれています。

みなさまの大切な会社を未来につなげるために、早めの準備が大切です。

本協会では、事業承継に関するさまざまな課題の解決をサポートするための専用窓口を設置しています。悩んだら、まずはお電話ください！

事業承継サポートデスク

☎052-454-0526

受付時間：平日 午前9時～午後5時

事業承継の準備から計画の策定、実行の段階まで幅広い支援策を取り揃えています。

支援策

① ローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」による支援

円滑な事業承継には、経営状況・経営課題等の把握が必要です。本協会の専門チーム「アイビー」が、経営状況を把握するためのツールである「ローカルベンチマーク」を活用しながら、経営の見える化や課題の改善に向けた方向性を明確にできるようお手伝いをします。（ローカルベンチマークの策定支援の詳細は、P23参照）

② 専門家派遣事業

本協会が実施する専門家派遣事業をご利用いただけます。事業承継に向けた経営課題等の把握（見える化）、経営改善（磨き上げ）、事業承継計画の策定をサポートします。（詳細は、P24参照）

③ 関係機関との連携

みなさまの状況に応じて支援機関（商工会・商工会議所、愛知県事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点等）と連携したサポートを行います。

④ 保証制度による資金調達

事業承継を行う会社や後継者個人を対象とした事業承継に関する資金調達にご利用いただける保証制度があります。主な保証制度は、右頁をご覧ください。

⑤ 事業承継イベント

事業承継に関するイベント等を開催しています。開催情報は、ホームページ、公式SNSをご覧ください。

本協会では、みなさまの円滑な事業承継を後押しするためのさまざまな保証制度をご用意しています。なお、経営者保証の取扱いについては、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を踏まえた対応を実施しています。

経営者保証でお困りのかたに

- ▶ 事業承継特別保証
- ▶ 経営承継借換関連保証

経営者保証が不要に ※一定の財務要件等があります。

事業承継時の資金に

- ▶ 事業承継サポート保証「ゆずりは」

持株会社方式に対応

- ▶ 経営承継準備関連保証

M&Aに対応

- ▶ 特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない個人による買収（EBO）等に対応

事業承継後の資金に

- ▶ 経営承継関連保証

事業会社または個人の中小企業者が対象

- ▶ 特定経営承継関連保証

代表者個人が対象

	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証	事業承継サポート保証（ゆずりは）	経営承継関連保証	特定経営承継関連保証	経営承継準備関連保証	特定経営承継準備関連保証
こんな時におすすめ!	経営者保証を不要としたい	経営者保証を解除したい	持株会社を活用した承継に	自株や事業用資産の買取りに	後継者個人による承継に	企業間買収・M&Aに	従業員等個人による承継に
保証対象者	事業会社※2	事業会社※2,4	持株会社※3	事業会社※4または個人 <small>の中小企業者</small>	代表者個人	会社※4または個人 <small>の中小企業者</small>	事業を営んでいない個人
認定を受けるかた※1	-	同上	-	同上	事業会社	同上	同上
株式取得資金	●	-	●※5	● (法人の場合のみ)	●	●※5	●※5
事業用資産等の取得資金	●	-	●	●	●	●	●
借換資金	●	●	-	-	-	-	-

※1 経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定

※2 一定の財務要件等があります。

※3 後継者が発行済議決権株式総数の3分の2以上を保有していることが必要です。

※4 会社法の株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社に限ります。

※5 発行済議決権株式総数の2分の1超を取得する場合に限ります。

詳しくは、こちらをご覧ください。



女性経営者支援チーム「アイリス」

これから創業をお考えの女性や女性経営者、女性を主な顧客とする事業の経営者(以下「女性経営者」といいます。)のみなさまに対し、きめ細かなサポートを行います。

女性経営者専用窓口

 0120-454-877

受付時間：平日 午前9時～午後5時

- 創業や経営について誰に相談したらいいんだろう...
- 創業って何から始めたらいいのかなあ?
- 事業資金のこと、男性に相談するのはちょっと...

といったお悩みにお応えするため、本協会では、女性経営者専用の窓口を設置しています。

女性経営者支援チーム「アイリス」が対応いたします。お気軽にご相談ください。



メンタリングのご案内

メンタリングとは、経験豊富な相談員(メンター)との対話を通じて、相談者が抱える課題や悩みを解決する取り組みのことです。

本協会をご利用中のかたは、最長6か月間のうちに最大6回のメンタリングを無料で受けることができます。

詳しくは、女性経営者専用窓口へお問い合わせください。

ご検討ください

安心のプラスワンサービス

保証協会団体信用生命保険制度 (協会団信)のご案内

中小企業・小規模事業者のみなさまが、万が一死亡・高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、生命保険会社が支払う保険金で信用保証付き融資の残額を弁済します。

協会団信加入の可否が保証審査に影響を与えることはありません。

申込手續については、各金融機関窓口でご相談ください。

メリット

- ✓ みなさまの事業の維持・安定とともに、ご家族の安心が図られます。
- ✓ 一般の生命保険より割安な特約料(保険料)でご利用いただけます。

▶ 加入できるかた

次のいずれかに該当し、加入申込日(告知日)現在満20歳以上満71歳未満のかた

- ① 個人事業者本人
- ② 法人の代表者であって、信用保証付き融資の連帯保証人

(注) 代表者が複数いる場合および連帯債務者の場合は、そのうちの1名とします。

▶ 対象となる融資

次の条件を満たす信用保証付きの証書貸付

- ① 金額 100万円以上2億円以下
- ② 期間 1年以上
- ③ 返済方法 分割返済

(注) 融資実行後の途中加入はできません。

▶ 申込書類

- 団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書
- 「保証協会団信」申込書兼告知書
- 所定の健康診断結果証明書(申込金額が5,000万円を超える場合等)

▶ 特約料(保険料)

特約料(保険料)は債務残高をもとに計算され、協会団信申込時に登録された口座から年1回引き落としされます。

ご利用にあたって

愛知県融資制度の取扱金融機関

愛知県融資制度(小規模企業等振興資金、一般事業資金、経済環境適応資金)は、次の金融機関で取扱いできます。(令和7年4月1日時点)

銀行

みずほ	三菱UFJ	三井住友	りそな	横浜
第四北越	八十二	北陸	北國	静岡
清水	大垣共立	十六	三十三	百五
滋賀	京都	関西みらい	山口	百十四
伊予	あいち	名古屋		

信用金庫

岐阜	大垣西濃	東濃	愛知	豊橋
岡崎	いちい	瀬戸	半田	知多
豊川	豊田	碧海	西尾	蒲郡
尾西	中日	東春	桑名三重	

信用組合

愛知商銀	名古屋青果物	豊橋商工	愛知県中央	イオ
------	--------	------	-------	----

政府系

商工組合中央金庫

農協

愛知信連 あいち知多



★ 一部の市町村では保証料等の助成制度が設けられています(詳細は、事業所のある市町村にご確認ください)。

相談・お問い合わせ窓口 **無料**

本協会では、みなさまの金融・経営に関するさまざまなご相談をお受けするため、次の相談窓口を開設しています。相談はすべて無料ですので、お気軽にご相談ください。

受付時間：平日 午前9時～午後5時

悩んだときは…

総合相談窓口

金融相談 経営相談 金融機関紹介

☎ 0120-454-754

新たな借入れのご相談だけでなく、複数の信用保証付き融資の一本化や、売上減少等により返済が難しくなったときの返済条件の変更、金融機関の紹介など、金融・経営全般に関するご相談をお受けします。

事業承継のことなら…

事業承継サポートデスク ☎ 052-454-0526

事業承継に関するさまざまな課題の解決をサポートするための専用窓口です。事業承継の準備から計画の策定、実行の段階まで幅広い支援策を取り揃えています。

女性に相談
したいかたは…

女性経営者専用窓口

☎ 0120-454-877

これから創業をお考えの女性や女性経営者のみなさまのさまざまなご相談を、女性経営者支援チーム「アイリス」がお受けします。

経営者保証の
お悩みは…

経営者保証に関する 相談窓口

☎ 0120-454-754

経営者保証に関するご相談をお受けするための専用窓口です。経営者保証を不要とする保証制度や取扱いをご案内します。

スタートアップサポートデスク ☎ 052-454-0520

新技術や新しいビジネスモデルを活用し、新市場の開拓や高成長を目指す事業を創業する予定または創業後5年未満のみなさまをサポートします。

その他、事前予約が必要な窓口もあります。申込方法や開催日程については、ホームページをご覧ください。

土曜相談窓口

平日ご来店できないかたのための窓口です。

出張定例金融相談会

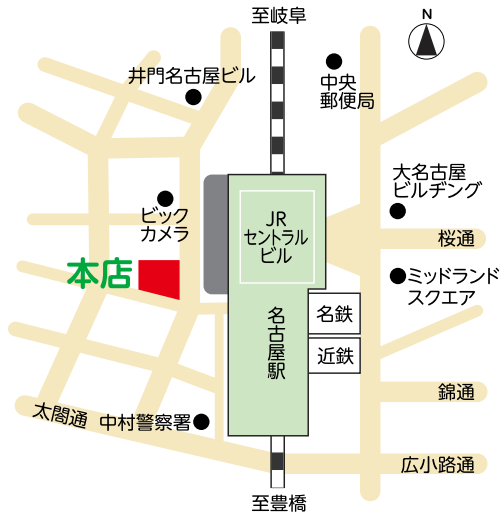
一部の商工会議所・商工会において、定例開催しています。

ご利用にあたって

所在地

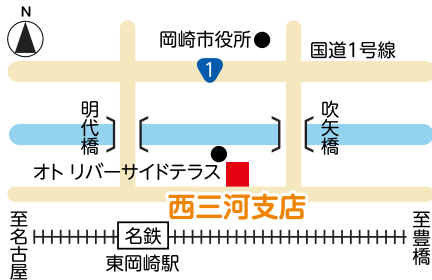
本店 駐車場あり

〒453-8558
 名古屋市市中村区椿町7番9号
 JR名古屋駅新幹線側太閤通口正面
 (エスカ地下街 E2出口 出てください)



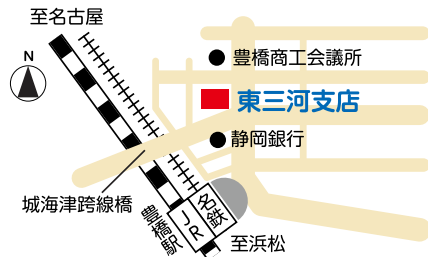
お住まいの住所地 (法人の場合は本店所在地) を担当区域とする窓口にお問い合わせください。
 営業時間は、平日午前9時～午後5時となります。

本店内に
名古屋支店 (名古屋市内を担当)
尾張支店 (名古屋市外を担当)
 があります。



西三河支店 駐車場あり

〒444-8612
 岡崎市上明大寺町2丁目13番地
 名鉄東岡崎駅から徒歩3分



東三河支店 駐車場あり

〒440-0076
 豊橋市大橋通2丁目125番地
 JR・名鉄豊橋駅から徒歩7分
 (豊橋商工会議所から南へすぐ)



ご利用にあたって

担当部署

名古屋支店

▶ 業務第一課

TEL 052-454-0511 FAX 052-454-0360

担当区域 東区、北区、西区、中村区、中川区、港区、守山区

▶ 業務第二課

TEL 052-454-0512 FAX 052-454-0361

担当区域 千種区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、名東区、天白区

尾張支店

▶ 業務第一課

TEL 052-454-0531 FAX 052-454-0362

担当区域 一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡

▶ 業務第二課

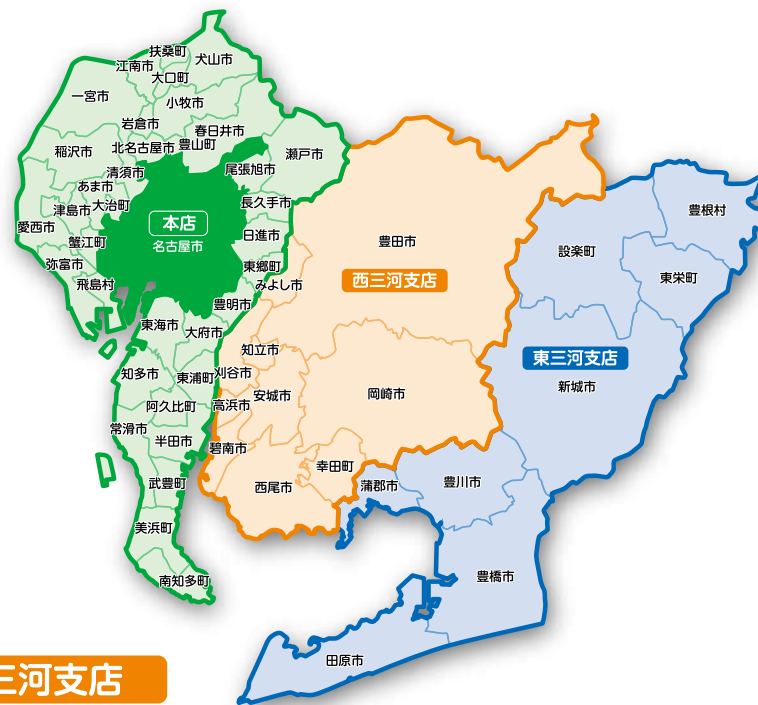
TEL 052-454-0532 FAX 052-454-0363

担当区域 春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、北名古屋市、丹羽郡、豊山町

▶ 業務第三課

TEL 052-454-0541 FAX 052-454-0364

担当区域 瀬戸市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、知多郡、東郷町



西三河支店

▶ 業務第一課

TEL 0564-25-2430 FAX 0564-25-1151

担当区域 岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、幸田町

▶ 業務第二課

TEL 0564-25-2431 FAX 0564-25-1152

担当区域 刈谷市、豊田市、安城市、知立市、みよし市

東三河支店

▶ 業務課

TEL 0532-57-5611 FAX 0532-57-5600

担当区域 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡